

平成 21 年 12 月 2 日

参 考 資 料

(国際課税)

目 次

・ 移転価格税制について	1
・ 移転価格税制における価格算定のための文書について	2
・ 外国税務当局との情報交換ネットワークの拡充等	3
・ 我が国の租税条約ネットワーク	4
・ 外国子会社合算税制について	5
・ 外国子会社合算税制の概要及び主な論点	6
・ 地域統括会社のイメージ（例）	7
・ 主要国における外国子会社合算税制の概要（未定稿）	8

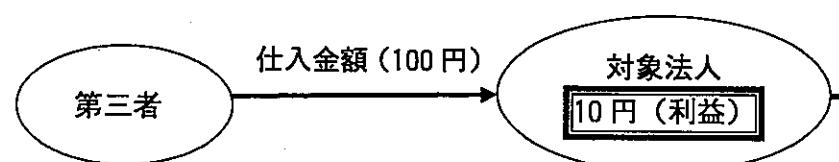
移転価格税制について

移転価格税制

- 企業が海外の関連企業との取引価格（移転価格）を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となる。
- 移転価格税制は、このような所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常の取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度。移転価格税制の適用により発生する二重課税については、租税条約において、関係国との間で「相互協議」を通じて調整する枠組みが設けられている。
- 移転価格税制の運用については、独立企業間価格の算定に当たり考慮すべき事項の一層の明確化等の要請がある。

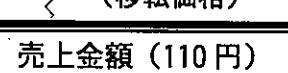
○関連者間取引

(国 内)

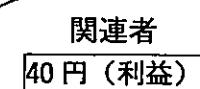


$$110 \text{ 円 (売上金額)} - 100 \text{ 円 (仕入金額)} = 10 \text{ 円}$$

(移転価格)

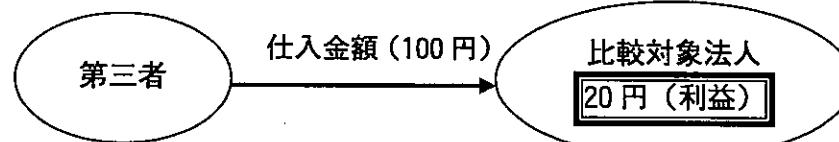


(国 外)



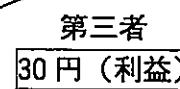
売上金額 (150 円)

○第三者間取引



$$120 \text{ 円 (売上金額)} - 100 \text{ 円 (仕入金額)} = 20 \text{ 円}$$

(独立企業間価格)



売上金額 (150 円)

価格算定に当たり考慮すべき
事項等の一層の明確化

移転価格税制における価格算定のための文書について

諸外国では、移転価格に係る文書の具体的な類型や、当該文書を企業が準備していない場合のペナルティ等を法令で定めた文書化制度がある。また、OECDの移転価格ガイドラインでも、文書化について指針が設けられている。

法令で文書化を定めている国の一例	アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、スペイン、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、トルコ、中国、インド 他
------------------	---

【論点】

わが国の移転価格税制においては、独立企業間価格の算定に必要な文書が、税務調査において納税者から提出されない場合には、独立企業間価格を推定して課税を行う制度が設けられている。

ただし、「独立企業間価格の算定に必要な文書」の具体的な類型は法令では明示されておらず、税務執行の透明化・円滑化の観点から明確化すべきではないか。

(参考) OECD移転価格ガイドライン 第5章 文書化 (抄)

- 本章は、(中略)、納税者がその関連者間取引が独立企業原則を満たしていることを示すために最も有用な文書を特定するに当たって納税者に支援を与え、その結果、移転価格問題の解決と、税務調査を円滑ならしめるための指針を、納税者に提供するものである (パラ 5.1)。
- 納税者は、移転価格の算定の基となった情報、考慮の対象となった事実及び選択した移転価格算定方法など独立企業原則に従う努力をしたことを示すと認められる文書を準備し、又はこれらに言及することが要求される (パラ 5.4)。
- 税務上の移転価格算定時に合理的に用いられ又は基礎とされる文書には、税務以外の目的では準備又は入手されないものもあるが、移転価格が独立企業原則を満たすか否かを合理的に評価するうえで、これらの書類が不可欠であり、かつ、その準備又は入手に当たり、納税者が釣合いがとれないほど高いコストを要しない場合に限り、これらの書類を納税者が準備又は入手することが期待されるべきである (パラ 5.7)。

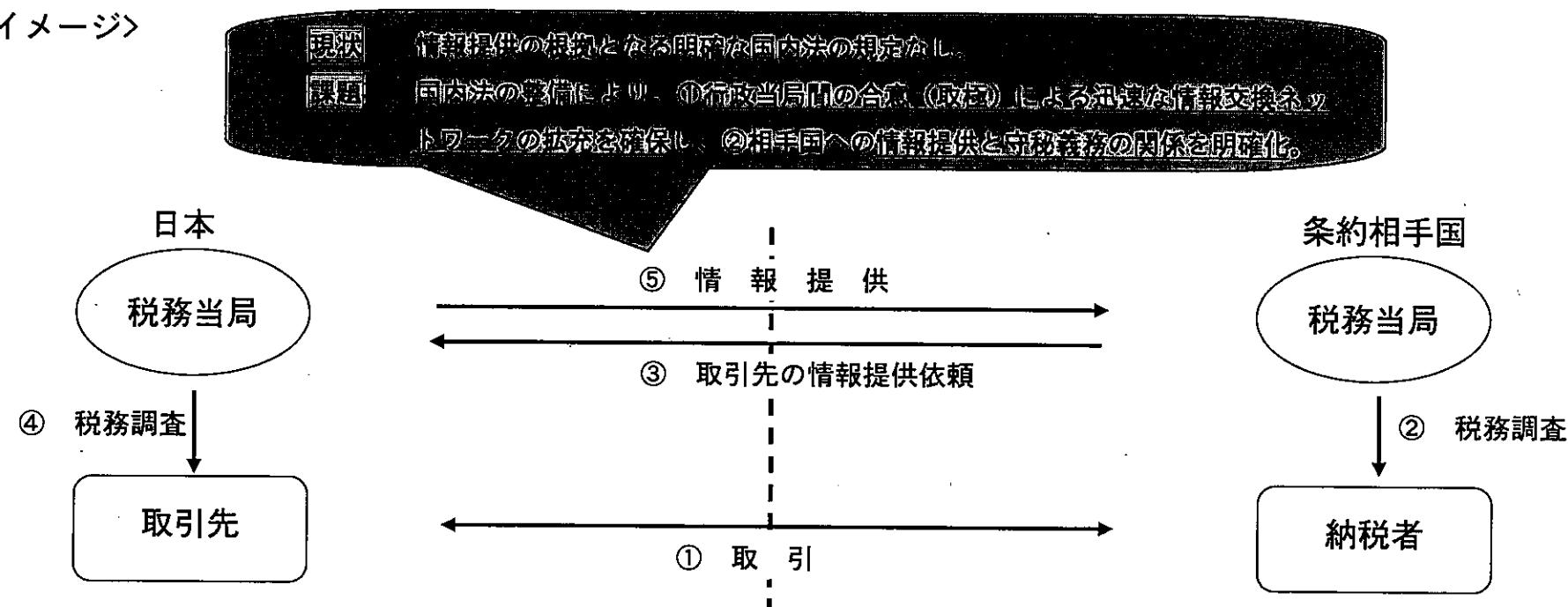
外国税務当局との情報交換ネットワークの拡充等

- 近時、金融危機を背景に、G8・G20サミット等の一連の国際会議において、税に関する当局間の情報交換の重要性が確認され、各國において情報交換の実施のための租税条約等を積極的に締結する動きが加速化。

【論点】

- こうした国際的な流れを受け、わが国としても、租税条約や行政取締の締結により情報交換ネットワークを迅速に拡充するとともに、より効率的かつ円滑に情報交換を実施していくための国内法の整備を行う必要があるのではないか。

〈イメージ〉



我が国の租税条約ネットワーク

《45 条約、56 力国適用／平成 21 年 11 月現在》

旧ソ連等との条約が継承されているため、45 条約に対し、56 力国適用となっている。

《租税条約の主な目的・内容》

- 二重課税の調整・・・両国の課税権の明確化、二重課税の排除方法（外国税額控除制度等）
- 租税回避への対応・・・税務当局間の情報交換、相互協議、条約濫用を防止する措置等
- 投資交流の促進・・・源泉地国での課税を軽減（特に、投資所得）、無差別待遇条項

欧洲地域 (15)

アイルランド	デンマーク
イギリス	ドイツ
イタリア	ノルウェー
オーストリア	フィンランド
オランダ	フランス
スイス	ベルギー
スウェーデン	ルクセンブルク
スペイン	

中近東地域 (3)

イスラエル
エジプト
トルコ

アフリカ地域 (2)

ザンビア
南アフリカ

東欧・旧ソ連 (17)

アゼルバイジャン	キルギス	チェコ	ベラルーシ	ロシア
アルメニア	グルジア	トルコスタン	ポーランド	
ウクライナ	スロバキア	ハンガリー	モルドバ	
ウズベキスタン	タジキスタン	ブルガリア	ルーマニア	

(※) カザフスタン 2008 年 12 月署名。現在未発効

南アジア (4)

インド
パキスタン
バングラデシュ
スリランカ

東・東南アジア (8)

インドネシア	タイ
ベトナム	中国
韓国	フィリピン
シンガポール	マレーシア

(※) ブルネイ 2009 年 1 月署名。
現在未発効

北米 (2)

アメリカ
カナダ

中南米(2)

ブラジル
メキシコ

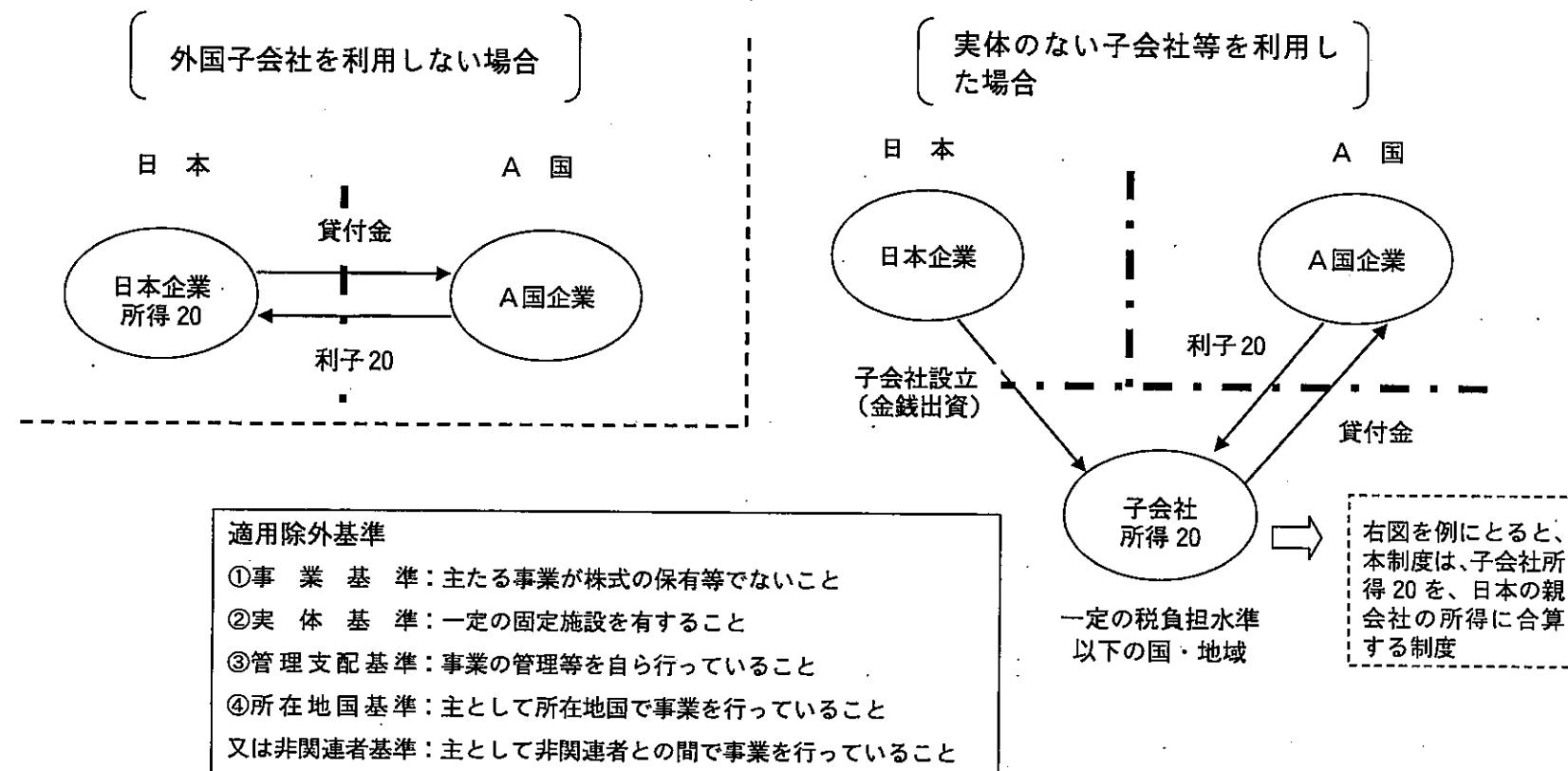
(参考) 基本的な租税条約交渉の流れ（外務省主管）

条約交渉開始→ 基本合意→ 署名→ 国会承認（外務委員会で審査）→ 公文の交換→ 発効・公布

※署名、国会提出、公文の交換及び公布に当たっては、外務省の閣議請議により閣議決定を行う。

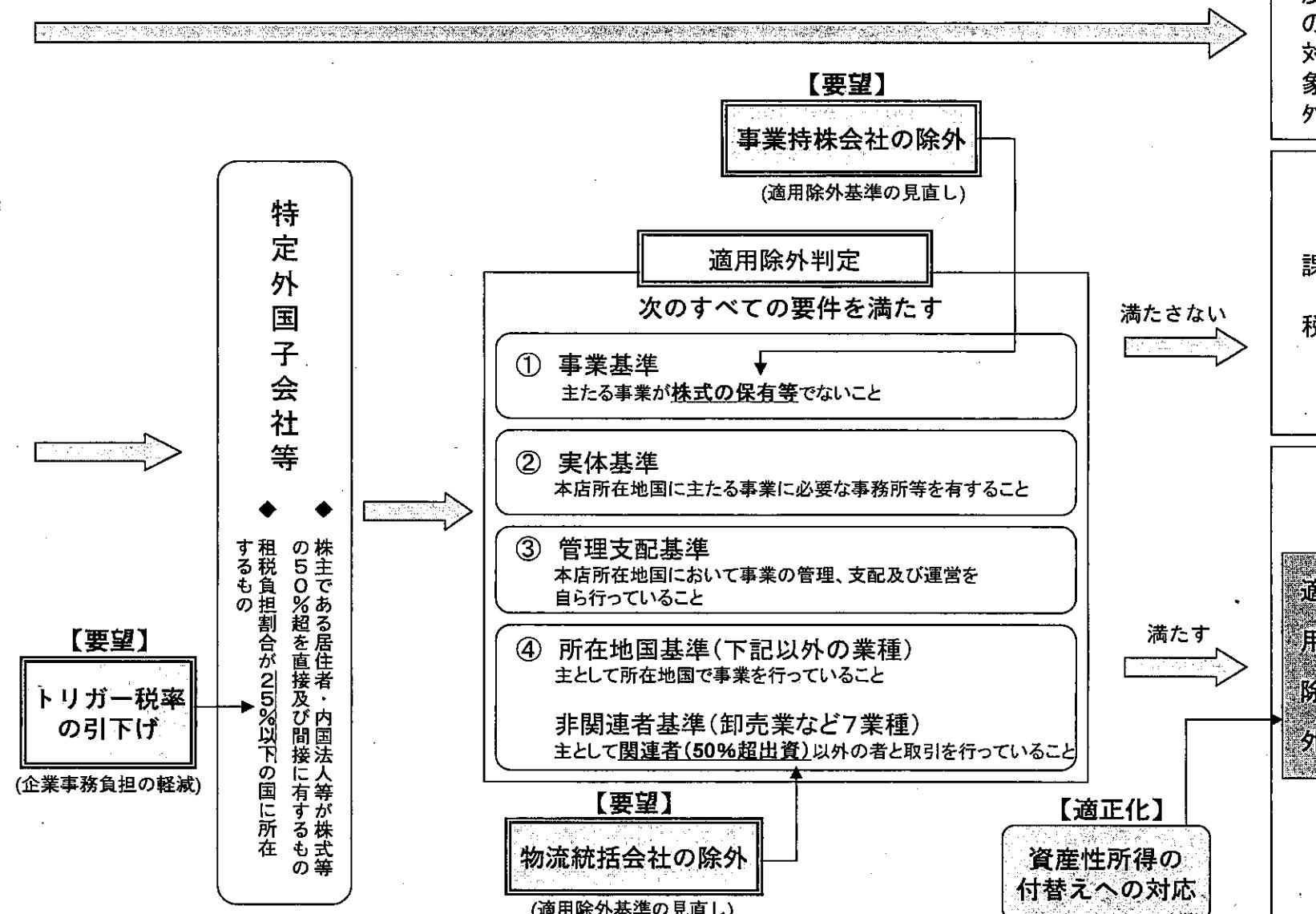
外国子会社合算税制について

- わが国の内国法人等が、わが国よりも著しく税負担の軽い国・地域に子会社を設立して国際取引を行うことによって、直接国際取引した場合より税負担を不当に軽減・回避し、結果としてわが国での課税を免れる事態が生じ得る。
- 外国子会社合算税制は、このような租税回避行為に対処するため、一定の税負担の水準（25%）以下の国・地域にある子会社等の所得について、内国法人等の所得とみなし、それを合算して課税する制度。
- ただし、正常な海外投資活動を阻害しないよう、外国の子会社等が、独立企業としての実体を備え、かつ、その地において事業活動を行うことに十分な経済合理性があるものとして一定の条件（適用除外基準）を満たす場合には、合算課税の対象とならない。



外国子会社合算税制の概要及び主な論点

外
国
法
人

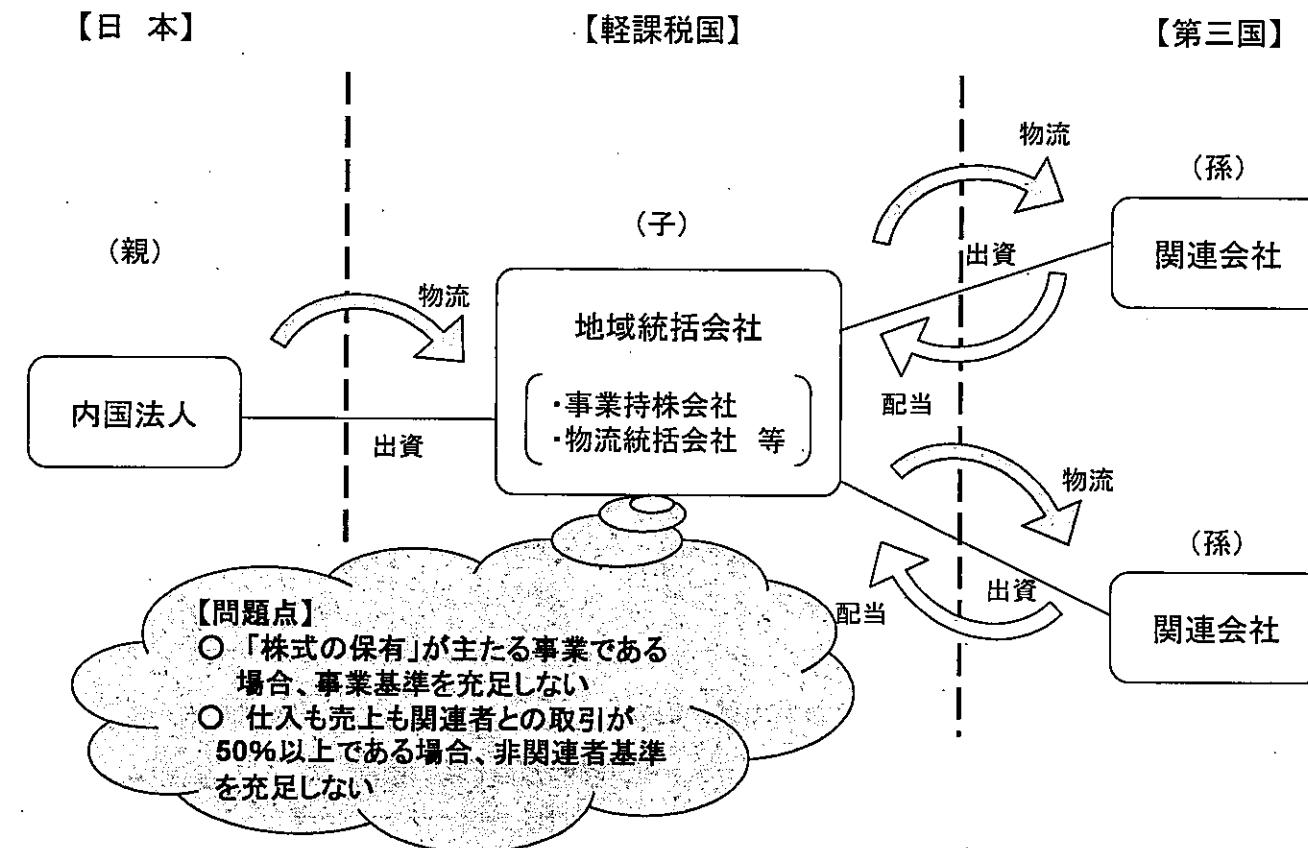


(注1) 株式等の保有が5%未満の株主は、制度の対象ではない。

(注2) 適用除外判定の①～③を満たす場合は、人件費の10%相当額を合算所得から控除。

地域統括会社のイメージ(例)

- EU発足をはじめとする地域経済圏の形成が進展する中で、地域ごとの海外拠点を統合する会社（地域統括会社）を活用した事業を展開
- こうした地域統括会社については、現行の外国子会社合算税制の適用除外基準を充足しないことがあることから、当該基準の見直しが求められているところ



主要国における外国子会社合算税制の概要（未定稿）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制度適用の基準	軽課税国にある外国子会社	所得項目ごとに税率格差等により判定	軽課税国にある外国子会社	軽課税国にある外国子会社	軽課税国にある外国子会社
基準税率 (トリガー税率)	合算対象子会社の税負担が25%以下 25%	合算対象所得につき、合算対象子会社の税負担が、米国最高税率(35%)の90%以下 31.5%	合算対象子会社の税負担が英国での税負担(28%)の4分の3未満 21%	合算対象所得につき、合算対象子会社の所在する軽課税国の税負担が25%未満 25%	合算対象子会社の所在する国(仏国)の税率が、仏国での税負担(33.333%)の50%未満 16.7%
適用除外基準	あり	あり	あり	あり	あり
独立企業としての実体	実体があれば適用除外	——	実体があれば適用除外	実体があれば適用除外	実体があれば適用除外
関連者との取引	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。	特定の所得について一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。	一定の関連者間取引を有する場合、適用除外とならない。